

重要事項説明書

訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスの提供にあたり、重要事項を以下の通り説明します。

1.事業者（法人）の概要

法人の名称	医療法人社団 藤聖会
代表者名	理事長 藤井 久丈
所在地	富山県富山市八尾町福島 7 丁目 42 番地
連絡先	076-454-5000

2.ご利用の事業所の概要

事業所の名称	訪問看護ステーション まめなけ	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
管理者の氏名	井崎 明子	
介護保険事業所番号・指定年月日	1660190248	2014 年 1 月 1 日
訪問看護ステーションコード	0190248	
所在地	富山県富山市八尾町福島 7 丁目 42 番地	
連絡先	076-454-5650	

3.ご利用事業者の従業員の職種、員数及び勤務形態

	常勤換算
管理者（看護師）	1 名
看護師又は准看護師	2.5 名以上 (うち 1 名以上は常勤)
その他事務員等	必要数

4.事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境を踏まえ、介護保険法その他関連法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となるとのことの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

5.営業日及び営業時間

毎週月曜日から金曜日

8時30分～17時15分

土曜日

8時30分～12時30分

※但し、国民の祝祭日及び12月30日から1月3日までは除く

当事業所では、ご希望の利用者様に対して年間を通して24時間いつでも連絡がとれる体制を設けております。

6.事業所の実施区域

通常の実施区域は、富山市八尾地域、婦中地域、大沢野地域、山田地域、細入地域とする。

※その他の地域に関してはご相談に応じます。

7.ご利用の個人情報の取り扱いについて

訪問看護ステーションまめなけでは個人情報を正確かつ安全に取り扱うために、厚生労働省のガイドラインに基づき適切な個人情報に管理に努めています。

8.訪問看護（予防）サービスの内容

- ① このサービスの提供にあたっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、要介護状態となることの予防を目的とし、適切にサービスを提供します。
- ② サービスの提供は、適切丁寧に行い、分かりやすく説明します。尚、分からない内容がありましたら、いつでも担当職員にご質問して下さい。
- ③ サービスの提供にあたっては、別紙訪問看護計画書に基づき、ご利用者の維持回復を図るよう適切に実施いたします。

9.担当職員の変更

- ① いつでも担当の訪問看護職員の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ② 当事業所は担当の訪問看護職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の訪問看護職員を変更することがあります。その場合には、事前に利用者の了解を得ます。

10.利用料及びその他の費用

① 利用者負担金

介護給付サービス及び介護予防給付サービスの適応がある場合は、料金表のサービス費の1～3割が利用者負担になります。ただし、介護保険の適応がない場合や介護保険での給付の範囲を超えたサービスは、全額が利用者の負担になります。適用の場合でも、保険料の滞納などにより、保険給付が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦介護保険適応外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、関係市町村の窓口に出すことと差額の払い戻しを受けることができます。

② 料金表；別表参照

③ 自費料金

ご利用者宅で、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話代、介護用品、衛生管理用品等の費用はご利用者の負担になります。

その他、当事業所で定めた自費サービスを特別に契約することも可能です。

④ 請求明細書等の内容

翌月中旬までに介護保険請求書又は医療保険請求書をお渡し（訪問時又は郵送）致します。但し、要介護認定が決定していない等の理由で請求書の発行がさらに翌月以降になる場合があります。

⑤ 支払い方法

- ・請求書を発行し、所定の方法により交付します。お支払いいただきますと所定の方法により領収書を交付します。
- ・支払方法は話し合いの上、双方合意の方法によります。
- ① 八尾総合病院・窓口での支払い
- ② 金融機関口座引き落とし
- ③ 訪問看護ステーションまめなけ口座への振込

11.緊急時における対応方法

看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとします。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講ずるものとします。また、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告します。

12.事故発生時の対応


- ① 訪問看護の提供により、事故が発生した場合は、利用者のご家族・主治医・居宅介護支援事業者・市町村等の連絡を行ない、必要な措置賠償を行ないます。
- ② 賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行ないます。
- ③ 事故が発生した場合、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

13.相談、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

訪問看護ステーション まめなけ 毎週月曜日から金曜日 午前8時30分～17時15分 土曜日 午前8時30分～12時30分 ※但し、国民の祝祭日及び12月30日から1月3日までは除く	管理者：井崎 明子（看護副師長） 電話：076-454-5650
---	-------------------------------------

各市町村の窓口や国民健康保険連合会でも苦情の受付を行っています。

各市町村の介護保険担当窓口	富山市役所 介護保険課 所在地 富山市新桜町 7-38 電話：076-443-2041
富山県国民健康保険団体連合会	富山市下野宇豆田 995-3 県市町村会館 電話：076-431-9827
富山県福祉サービス運営適正化委員会	富山市安住町 5-21 社会福祉協議会内 電話：076-432-3280
担当ケアマネージャー	

私は、本書面に基づいて職員（職名 看護師 氏名： _____ ）から上記重要事項の説明
を受けたことを確認します。

年 月 日

利用者 住所： _____

氏名： _____

(代理人) 住所： _____

氏名： _____

続柄 _____